

## 外国人

「隣の部屋に外国人の家族が入るんだって。うまくやっていけるかな？」  
あなたはどのように答えますか？

現在日本に入学する外国人は長期的に増える傾向にあり、こうした中で、言語、宗教、習慣などの違いから、外国人をめぐる人権問題も起きています。国際的な多様性を認め、偏見をなくすことが大切になります。

## 同和問題

「もし自分が付き合っている大好きな人が同和地区出身の人だったらどうする？」あなたはどのように答えますか？

「あの人は同和地区出身だから…」などと言われて結婚を妨げられたり、差別発言、落書きされるなどの問題が依然として起こっています。一人一人が同和問題について正しい知識と理解を深め、家庭や地域において行動することが大切です。

人権問題をなくすために

今すぐに行える

# 3つのこと

「人権啓発強調月間」特別企画

「人権」という言葉から、こういった印象を受けますか。「自分には関係ないところで起きている」という印象を持っていませんか。しかし、いじめ、差別、虐待や暴力…、全国で後を絶たない、こういった問題はすべて「人権問題」です。なぜ、このようなことが起こるのでしょうか。

今月は人権、そして、現在起きている人権問題と、その対策について考えます。

## 高齢者

「ねえ、ママ。最近、おじいちゃん歩くのが遅くなったね。物忘れもするようになったし…」あなたはどのように答えますか？

平均寿命の伸びや少子化などの背景もあり、人口のほぼ4人に1人が65歳以上の日本。こうした状況の中、高齢者に対する就職差別、介護施設などでの身体的・心理的虐待、家族などによる無断の財産処分などといった高齢者に対する人権侵害も社会問題になっています。

## 女性

「どうしてお父さんやお兄ちゃんは家事を手伝わないのに、私は手伝わないといけないの？」あなたはどのように答えますか？

「男は仕事、女は家庭」といった役割分担意識をいまだに持っていますか。こういった考えは、誰でも個性や能力を発揮して、社会参画していく社会づくりに大きな弊害となっています。また性犯罪などの女性に対する暴力、夫・パートナーからの暴力や職場でのセクシャルハラスメントなどの問題も女性の人権に関する重要な課題です。

## インターネットによる人権侵害

「匿名だし個人の特典もできないから、普段言えないことも書きちゃえ！」  
あなたはどのように答えますか？

インターネットでは匿名によるコミュニケーションが可能なることから、それを悪用し、誹謗中傷したりプライバシーを侵害するなどの人権侵害も起きています。

### 人権問題の「一部」を紹介します

平成26年度版『人権の擁護』（発行：法務省人権擁護局）に掲載されている「主な人権課題」の中から8つをピックアップして紹介しています。

## HIV感染者・ハンセン病患者など

「〇〇さん、HIV感染者なんだって。どう付き合っていけばいいのかわからないよ。」あなたはどのように答えますか？

正しい知識と理解がいまだ十分とはいえないエイズウイルス（HIV）やハンセン病などの感染症。これらの患者や回復者が、誤った知識によって、差別やプライバシー侵害などを受ける問題が起きています。

そもそも「人権問題」ってどんなものがあるの？

## 障がいのある人

「ねえ、パパ。あの車いすの人、段差があってお店に入れないみたいだよ。」あなたはどのように答えますか？

福祉施設に入所している人に対する虐待事件が大きなニュースとなりました。ハード面だけでなく、障がいのある人も誰でも同じように住み慣れた地域で、あたりまえの生活ができる社会づくりが求められています。

## 子ども

「わたしのクラスでいじめがあるみたい。止めるのも怖いし、知らんぷりもできないし…」あなたはどのように答えますか？

いじめも重大な人権問題です。情報通信機器などの介在で、いじめも多様化し、見えにくくなっています。「いじめは許されないこと」という子どもたちの意識を育むことが重要です。また、近年急増している子どもへの虐待も重大な人権侵害です。中には死に至るケースも生じるなど大きな社会問題となっています。



日常生活のさまざまな場面の人権問題、見過ごしていませんか？

それは私たちの生活と無関係ではありません。

# 人権。

# 病

# 障

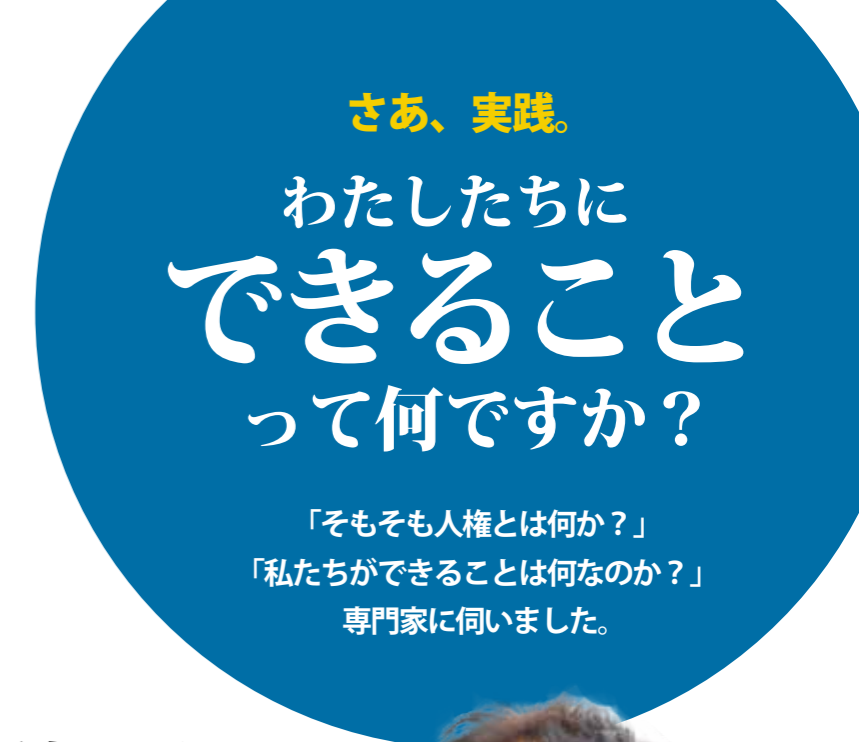
人権問題

をなくす  
ために

# 3今すぐできる 3つのこと

## チェックシート

- 自分の周りには困った人や、差別が起きていませんか。それらに気づく目を養いましょう。
- いつも人の悪いところばかりが目につきませんか。いいところを見る訓練をしましょう。
- 自分一人だけで生きていくわけではありません。周りの人や環境、自然に感謝しましょう。



さあ、実践。

# わたしたちに できること って何ですか？

「そもそも人権とは何か？」  
「私たちができることは何なのか？」  
専門家に伺いました。

人権は「樹」のようなもの。  
命が根で、幸せがてっぺん。

「基本的人権の尊重」は、日本国憲法の三大基本原理の一つです。講義などで基本的人権を説明する際、私はそれを「樹」に例えます（下図参照）。一番大切な部分である根っこは「命」。人権は命を守るものでもあります。そして幹は他の人権に先立つ権利である「平等権」。この「平等権」の侵害に当たるのが「差別」です。差別とは本人の責任によらないこ

とや、本人の努力で解決できないことを理由に、社会参画が妨げられたり、誰にでも与えられている権利が与えられなかったり、自分にだけ不利益が与えられることをいいます。意識構造的には、差別と「いじめ」は同種のもです。枝葉には、他の人権である「自由権」、「社会権」、「参政権」、「請求権」や「新しい人権」が延びています。樹のてっぺんには「幸せ」。基本的人権は、幸せを求めること、幸せな状態にあること、幸せでいられる権利でもあります。この樹がしっかりと育つためには、「個

人権課題の対策には、  
一人一人の人権感覚を育むことが大切です。  
そのために必要な3つの心がけは

- 「気づくこと」
- 「いいところを見ようとする事」
- 「感謝すること」です。

南九州短期大学  
さほただのり  
佐保 忠智 教授



人の尊重」という土壌が必要です。  
**正しい人権知識を学び続け、  
人権感覚を身につける学習を。**

樹と樹の間にある空間が、「公共の福祉」と「人権感覚」。枝葉が伸びすぎて、隣の樹とぶつかり合ったり、衝突したりする（差別やいじめ、いざこざが起きる）のを防ぐ調整役です。国家的な作用が「公共の福祉」であり、地域や組織、一人一人の作用が「人権感覚」です。人権感覚を身につけることが、わたしたちにできる対策といえます。このためには、3つ

の心がけが必要です。  
まず1つ目は「気づくこと」。周りを見回してみてください。全ての人が、ものが大切にされているか。2つ目は「いいところを見ようとする事」。短所でなく長所にこそ着目しましょう。3つ目は「感謝する心」。人は人の支えなしでは生きてはいけません。この3つの心がけは、どれも学習し続ける必要があります。人権教育は生涯教育です。大人になっても、人権に関心を持ち、学び続け、3つの心がけを磨いていってほしいと思います。

図（基本的人権の樹）



都城人権擁護委員協議会 副会長・人権擁護委員小林・西諸支部 支部長 **横光子 さん**

市に11人いる人権擁護委員は、法務局や市役所と協力しながら、啓発活動をしたり、「なやみごと相談」の相談員をしています。小林市では、毎週1回開いています。毎週開いている自治体は珍しく、小林市が人権擁護に力を入れている証でもあります。  
情報化、国際化や少子高齢化などが進み、人権に関する課題も広がっています。人権擁護委員もさまざまな悩みに対応できるように、勉強をしていきたいと思っています。内容はささいなことでもいいので、気軽に相談にお越しください（相談日程は、39ページ）。

週1回の「なやみごと相談」  
なんでもご相談ください。

気軽に相談ください。電話で「人権相談」

みんなの人権 110 番（全国共通相談ダイヤル）

# ☎ 0570 - 003 - 110

子どもの人権 110 番

☎ 0120 - 007 - 110

女性の人権ホットライン

☎ 0570 - 070 - 810